

インバウンド向け着地型旅行商品造成事業(せとうちアート観光圏)業務仕様書

1 委託業務名

インバウンド向け着地型旅行商品造成事業

2 業務の概要

(1)事業の目的

近年、国の情勢による影響を受けつつも、高松空港に国際定期路線をもつ東アジア諸国を中心に、香川県を訪れる外国人旅行者は増加傾向にあるが、これら訪日外国人旅行者の旅行形態は、団体旅行(PKG)から個人旅行(FIT)に移行しており、旅行先での体験に関するニーズが多様化している。そのような多様なニーズに応え、外国人旅行者の誘客促進並びに本県での滞在日数及び旅行消費額の増加を図るために、本県滞在中に楽しめる体験コンテンツ(滞在コンテンツ)の選択肢を充実させる必要がある。

また、FITにとっては、交通手段の確保が重要であることから、高松空港を起点とするリムジンバスを活用し、鉄道・バス等の公共交通(二次交通)を結び、更に香川県特有のコンテンツを体験できる着地型旅行商品を提供し、周遊ルートを構築することで、訪日リピーター層に本県の新たな魅力を提案し本県への誘客促進につなげる。

(2)実施主体： 公益社団法人香川県観光協会

(3)連携先： 高松空港株式会社

(4)対象市場： 高松空港に直行便が就航する韓国・台湾・香港・中国

(5)誘客対象： 訪日 FIT リピーター層

3 委託業務の内容

(1)着地型旅行商品造成

香川県を訪れる外国人観光客のニーズの高い食文化、生活体験や近年関心の高まっている瀬戸内の島々などでの体験型商品など、県内の周遊につながるものとする。

既存の観光コンテンツも含めて外国人目線でのブラッシュアップを行い、着地型旅行商品を3商品以上造成すること。

(2)モニターツアーの実施

高松空港発のリムジンバスを活用した着地型旅行商品について旅行商品造成に専門的な知識を有する外国人を対象に、モニターツアーを実施する。さらに、モニター参加者から外国人(東アジア)観光客目線での評価や改善点、適正価格などの意見を聴取し、商品開発にフィードバックする

とともに、既存の鉄道やバス等の公共交通を組み合わせた県内周遊ルートを構築し、パッケージ商品の造成を行う。

①実施期間： 令和2年1月～2月上旬

②被招請者： 旅行商品造成に専門的な知識を有する外国人4人程度／回

③モニターツアー実施回数： 5回程度

※延べ20人を招請することとする。なお、同一人物が複数回参加しても良いが、招請者は1つの市場に固まらないようにすることとする。

④行程、視察箇所等について：

- ・高松空港発の東予・西讃方面行きのリムジンバスの停留所を発地とし、県内の周遊を可能とするツアー内容とすること。また商品の着地は、鉄道やバス等の公共交通が利用できる場所とする。
- ・これまで2次交通が障壁となり、訪問が難しかったような香川県の観光コンテンツなどを含んだ行程とし、訪日 FIT リピーター層の誘客に繋がるような商品を提案すること。
- ・停留所への到着時間や、宿泊エリアなど発着地を考慮した行程にすること。

⑤移動手段

- ・国内の移動は、公共交通機関や貸切車(貸切バス、ジャンボタクシー)を利用すること。ただし合理的な理由がある場合は、それ以外の移動手段も可能とする。

⑥宿泊、飲食等

- ・宿泊を伴う場合は、1室1名で利用することを基本とするが、温泉付和室宿泊施設は1室2名を可能とする。また、Wi-Fi等のインターネット環境が整備された施設が望ましい。
- ・食事は招請者の拘束時間に応じて、1日3回分(朝、昼、夕の3食)を提供すること。昼、夕食については、飲物代も含めること。なお、食事の時以外にも飲物を提供すること。
- ・海外からモニター参加者を招請する場合は、被招請者が常時インターネットに接続して、情報発信できるように、Wi-Fi ルーターを用意すること。

⑦ 通訳者、添乗員

- ・添乗員を1名手配すること。また必要に応じて、通訳も手配すること。

⑧ アンケート

- ・被招請者を対象とし、販売と誘客促進につながる商品改善アンケートを作成すること。
- ・アンケートの翻訳・実施・集計・分析・報告をすること。
- ・また意見をもとに、商品へ反映させること。

⑨ ファムトリップの行程冊子、パンフレット等

- ・行程冊子を作成し、被招請者に配布すること。
- ・視察先のパンフレットや資料等を収集のうえ、被招請者へ提供すること。

⑩ 安全確保・緊急事態等への対応

- ・安全の確保等に関する万全の措置(事故等の未然防止、万一の事態の発生時にとりうる対応等を含む)を具体的かつ詳細に記載すること。
- ・視察時の緊急事態に備えて、トラブルが発生した場合の問題に対処するための手順及び体制を構築しておくこと。
- ・本事業に係る傷害保険等の加入について記載すること。
- ・業務の遂行にあたり、各種法令等について遵守すること。

4 目標と成果指標

企画提案書において、旅行商品造成、モニターツアー企画立案及び実施にあたっては、下記の数値を参考とし定量的な目標値及び定性的な目標を設定の上、その考え方を明記すること。

<アウトプット>

滞在コンテンツとして商品化された件数：3件

<アウトカム>

商品の購入者目標数：100人(2020年3月時点)

5 委託期間

契約締結日から令和2(2020)年3月13日(金)まで

6 成果の提出

①提出する成果品

次の内容を含む事業全体の報告書を作成すること。

ア 参加者名簿

イ ツアーの内容

ウ アンケート調査結果と改善点

エ 旅行商品造成実績

②提出方法

ア 報告書(A4、カラー) 4部

イ 上記の電子データ

・PDFファイル

・文書ファイル(ワード形式等)

・使用した個々の写真等の画像ファイル形式JPG等

③成果物の納入期限及び納入場所

ア 納入期限 委託期間終了まで

イ 納入場所 (公社)香川県観光協会 事務局

7 その他

①受託者は、(公社)香川県観光協会から作業状況の報告を求められた場合は、速やかに対応すること。

②本業務の実施にあたり、計画に変更が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度速やかに(公社)香川県観光協会及び連携先と協議を行い、了解を得た上で、誠実に業務を遂行すること。

③受託者は、本業務においてなんらかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。

④本業務は、国の補助事業を活用して行っていることに留意すること。

⑤本業務の実施により取得した個人情報、厳重に管理すること。

⑥事業を再委託する場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。